

官報号外

昭和五十九年二月二十八日

○第一百一回 衆議院会議録 第八号

昭和五十九年二月二十八日(火曜日)

午後一時四分開議

昭和五十九年二月二十八日

午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

田川自治大臣の昭和五十九年度地方財政計画についての発言並びに地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(福永健司君) この際、昭和五十九年度地方財政計画についての発言並びに内閣提出、地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び地方交付税法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。自治大臣田川誠一君。

【国務大臣田川誠一君登壇】

○國務大臣(田川誠一君) 昭和五十九年度の地方財政計画の概要並びに地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

現下の地方財政は、巨額の借入金を抱え、これ以上の借入金依存は地方財政の基盤を揺るがせかねない状況にあり、今後の行政改革の積極的推進と財政体質の抜本的改善が喫緊の課題となつておられます。このため、交付税特別会計における新

○議長(福永健司君) これより会議を開きます。

國務大臣の発言(昭和五十九年度地方財政計画について)並びに地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(福永健司君) この際、昭和五十九年度地方財政計画についての発言並びに内閣提出、地方税法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。自治大臣田川誠一君。

昭和五十九年度の地方財政計画は、このような考え方を基本として策定いたしておりますが、以下その策定方針について御説明申し上げます。

第一に、最近における地方税負担の現状及び厳しい地方財政の実情にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化を図るために、個人住民税につきまして、基礎控除等の所得控除の額の引き上げ、市町村民税所得割の税率及びその適用区分の調整、低所得者層に係る非課税限度額の引き上げ等の措置を講ずるとともに、法人住民税均等割の税率の引き上げ、自動車税及び軽自動車税の税率の調整並びに固定資産税等に係る課税標準の特例措置等の整理合理化等を行なうこととしております。

第二に、地方財政の運営に支障が生ずることのないようになります。このため、昭和五十九年度の地方財源

不足見込み額については、地方交付税の増額と建

たな借り入れは原則として行わず、当分の間、法律の定めるところによりまして地方交付税総額について必要な特例措置を講ずることといたしますとともに、既往の借入金につきまして、国、地方の負担区分に応じ分割整理するなど、地方財政対策の見直しを行うこととしたしました。

また、昭和五十九年度の地方財政につきましては、引き続き大幅な収支不均衡にあることにかんがみ、おおむね国と同一の基調に立ちまして、歳出におきましては、経常経費、投資的経費を通じその抑制を徹底して行い、歳入面におきましては、地方税制の改正、受益者負担の適正化等により所要の地方財源を確保し、地方債依存度の引き下げを行うなど、経費支出の効率化と限られた財源の重点的配分に徹し、節度ある財政運営を行うことを基本としております。

昭和五十九年度の地方財政計画は、このような考え方を基本として策定いたしておりますが、以下その策定方針について御説明申し上げます。

第一に、最近における地方税負担の現状及び厳しい地方財政の実情にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化を図るために、個人住民税につきまして、基礎控除等の所得控除の額の引き上げ、市町村民税所得割の税率及びその適用区分の調整、低所得者層に係る非課税限度額の引き上げ等の措置を講ずるとともに、法人住民税均等割の税率の引き上げ、自動車税及び軽自動車税の税率の調整並びに固定資産税等に係る課税標準の特例措置等の整理合理化等を行なうこととしております。

第二に、地方財政の運営に支障が生ずることのないようになります。このため、昭和五十九年度の地方財源

設地方債の増発により完全に補てんすることとしております。

第三に、抑制的基調のもとにおいても、地域経済の振興や雇用の安定を図りつつ、その特性を生かした地域社会の形成を進めますとともに、住民生活に直結した社会資本の整備等を図るための諸施策を実施することとしております。このため、福祉施策及び教育、文化振興対策等の推進を図るための財源を充実いたしますとともに、投資的経費につきましても、個性的で魅力ある町づくり、地域づくりを積極的に推進するため新たに町づくり特別対策事業を創設する等所要額を確保することとし、また、過疎地域等に対する財政措置を引き続き講ずることとしております。

第四に、地方行政財政運営の合理化と財政秩序の確立を図るため、定員管理の合理化、一般行政経費の抑制及び国庫補助負担基準の改善を図るほか、年度途中における事情の変化に弾力的に対応できるよう必要な措置を講ずることとしております。

以上の方針のもとに昭和五十九年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は四千八兆二千八百九十二億円となり、前年度に対し八千三十二億円、一・七%の増加となつております。

次に、地方税法等の一部を改正する法律案につきましてその趣旨を御説明申し上げます。

明年度の地方税制の改正に当たりましては、最近における地方税負担の状況及び厳しい地方財政の実情にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化を図ることを基本としております。

以下、その概要について御説明申し上げます。

第一に、地方税法の改正であります。

まず、個人住民税について、国民の強い期待にこたえ、平年度三千億円余の本格的な減税を実施することとし、基礎控除等の所得控除の額の引き上げを行うほか、低所得者層に係る非課税限度額の引き上げ、市町村民税所得割の税率及びその適用区分の調整等を行うこととしております。

次に、法人住民税均等割について、法人の事業活動と地域社会との受益関係等を勘案してその税率の引き上げを行うとともに、法人の住民税及び事業税の一部納付後の徵収猶豫制度を廃止することとしております。

また、自動車税及び軽自動車税について、最近における所得、物価水準の推移等を考慮してその税率の調整を行うこととしております。

さらに、固定資産税等に係る課税標準の特例措置等について、引き続き整理合理化を行うこととするため必要な特例措置を講ずることとしております。

このほか、地方税における納稅環境の整備を図るため、所要の規定の整備を行うこととしております。

第二に、地方道路譲与税法、石油ガス譲与税法、自動車重量譲与税法及び航空機燃料譲与税法の改正であります。

地方道路譲与税等の地方譲与税につきまして、譲与時期及び譲与時期ごとに譲与すべき額の変更を行ふこととしております。

第三に、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の改正でありますが、日本国有鉄道の公害防止設備に係る市町村納付金の特例措置の適用期限を延長することとしております。

そのほか、所要の規定の整備を図ることとしております。

おられます。

これらの改正により、明年度におきましては、三百五十六億円の減収となる見込みであります。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

第一に、地方交付税の総額に係る特例について、は、地方財政の健全化に資するため、昭和五十九年度以降、交付税及び譲与税配付金勘定における新たな借入金措置は原則として行わないこととし、当分の間、法律の定めるところにより、地方交付税の総額について、その安定的な確保に資するため必要な特例措置を講ずることとしております。

さらに、交付税及び譲与税配付金勘定における借入金措置は原則として行ないることとし、当分の間、法律の定めるところにより、地方交付税の総額について、その安定的な確保に資するため必要な特例措置を講ずることとしております。

十一兆五千二百八十八億七千八百万円のうち国が負担することとされていた五兆八千二百七十七億六千三百六十億円のうち三百億円に相当する額については、昭和六十六年度及び昭和六十七年度の兩年度において、当該各年度の地方交付税の総額からそれぞれ百五十億円ずつ減額することとしております。

第二に、昭和五十九年度の普通交付税の算定については、生活保護基準の引き上げ、老人保健制度の実施等福祉施策に要する経費、教職員定数の改善及び私学助成等教育施策に要する経費、公園、清掃施設、市町村道、下水道等住民の生活に直結する公共施設の維持管理に要する経費等の財源を措置し、あわせて投資的経費についても地方債振りかえ後の所要経費の財源を措置することとしております。

これら措置に伴い、昭和五十九年度から昭和七十五年度までの各年度分の地方交付税の総額は、地方交付税法第六条第二項の額から各年度における交付税及び譲与税配付金勘定の借入金減少額と同勘定における当該各年度の利子の支払いに充てるため必要な額との合算額を減額した額とす

いておりますが、借入金の償還期間の変更に伴い、その総額は、地方交付税法第六条第二項の額から昭和五十九年度分の利子の支払いに充てるため必要な額三千六百三十八億円を減額した額に、

地方交付税の総額の特例措置額千七百六十億円を加算した額とすることとしました結果、八兆五千二百二十七億円となり、前年度当初に対し、三千四百五十八億円、三・九%の減となっております。

また、昭和五十九年度の特例措置として加算される千七百六十億円のうち三百億円に相当する額については、昭和六十六年度及び昭和六十七年度の兩年度において、当該各年度の地方交付税の総額からそれぞれ百五十億円ずつ減額することとしております。

第二に、昭和五十九年度の普通交付税の算定については、生活保護基準の引き上げ、老人保健制度の実施等福祉施策に要する経費、教職員定数の改善及び私学助成等教育施策に要する経費、公園、清掃施設、市町村道、下水道等住民の生活に直結する公共施設の維持管理に要する経費等の財源を措置し、あわせて投資的経費についても地方債振りかえ後の所要経費の財源を措置することとしております。

以上が、昭和五十九年度の地方財政計画の概要並びに地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨であります。(拍手)

以上が、昭和五十九年度の地方財政計画の概要並びに地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨であります。(拍手)

以上が、昭和五十九年度の地方財政計画の概要並びに地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨であります。(拍手)

以上が、昭和五十九年度の地方財政計画の概要並びに地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨であります。(拍手)

正する法律案(内閣提出)及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(福永健司君) ただいまの地方財政計画についての発言及び二法律案の趣旨の説明に対しても質疑の通告があります。順次これを許します。安田修三君。

〔安田修三君登壇〕

○安田修三君 私は、日本社会党・護憲共同を代表いたしまして、ただいま議題となりました昭和五十九年度地方財政計画並びに地方交付税法等の一部を改正する法律案に関して、総理並びに関係大臣の所見を問うものであります。

総理並びに自治大臣は、口を開けば、人々の参加と連帯、地方分権の推進あるいはより潤いのある快適な生活環境、これを求める住民のニーズに的確に対応するための地方公共団体の役割は重要だと言っておられるのであります。しかしながら、果たして実態はそうでありませんようか。國の一方的な都合や目的の前に自治体を引き回し、その犠牲を転嫁しているのであります。これがほんのならぬ実態ではありますでしょうか。

交付税特別会計における借り入れと財源対策地方債の増発という借金政策をもつてする財源補てん措置並びにその間の歳出抑制策は、まさにこのことを鮮明に証明しているのであります。地方交付税法並びに地方財政法の趣旨を無視し、いたずらに借金政策を続けること九年、この間、地方財政の計画的運営や地方自治の発展が阻害されまいったのであります。総理並びに自治、大蔵両大臣の率直な反省の弁を伺いたいと存ずるのであります。

国务院の発言(昭和五十九年度地方財政計画について)並びに地方税法等の一部を改

さて、政府の昭和五十九年度地方財政対策は、従前とは打って変わり、一兆五千億円の財源不足に対し、一つは、交付税特別会計における借り入れの措置の廃止と、それとかわって特例措置を創設する一方、二つには、今日までの交付税特別会計における借入金十一兆五千二百億円を、国五兆八千三百億円、地方五兆六千九百億円と、それをおよそ半々に折半することとしているのであります。これ以上借金をふやさないという点では、今回の借入措置の廃止は一応意味のあることであります。しかしながら、地方財政の自立自助努力に大きく傾斜した今回の地方財政対策を見ますと、地方財政制度に重大な暗影が投げかけられていると考えざるを得ないのであります。

そこで、幾つかの具体的な問題につきましてお尋ねいたします。

第一は、特例措置の問題であります。

政府は、当分の間地方交付税法「第六条第二項」の規定により算定した交付税の総額について、法律の定めるところにより、交付税の総額の安定的な確保に資するため必要な特例措置を講ずる」としておられます。地方財政の財源不足に対処する法的根柢は、同法第六条の三第一項以外にはない 것입니다。これまでの交付税特別会計借入金の二分の一を国が負担するという措置を廃止する以上、今回の改正法案と本法第六条の三第二項との関係を明らかにすべきであります。このような関係を明確にすべきであります。このような関係を明確にしながら、総理並びに大蔵大臣が特例措置を制度的であると主張されることは、余りにも法を無視し、自治体をないがしろにするものと断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

こうした事情は、国の予算編成のからくりを見

れば一層明らかであります。すなわち、國の一般歳出を対前年比〇・一%減とするための苦肉の策といったしまして、既往の交付税特別会計の借金を地元との間で折半し、約三千五百億円の一般会計歳出を削減した今回の予算編成を見ますと、そこには特例措置が制度の改正であるとする何ら根拠がないことがわかつてまいるのであります。また、率直な答弁を両大臣からお伺いしたいと存ずるのであります。

第二は、財源不足補てん措置の根拠の問題であります。

一兆五千億円の財源不足額のうち、一兆二千五百一億円をまず建設地方債の増發で埋め、残りの三千四十九億円を交付税の増額でもつて措置しておりますが、この両者の案分根拠は全く不明であります。公共事業の起債充当率を5%引き下げる、それに伴う地方債の増発量を先に計算し、残余を交付税の増額で措置したというのが偽らざる実態であります。この際、この案分根拠を明確にお示し願いたいのであります。

交付税特別会計における借入金十一兆五千二百億円を国と地方の折半で処理しようとすると、これに見合って、交付税と一般会計との関係も地方固有財源の保障という立場から改革すべきであります。

すなわち、地方の借金とされる五兆六千九百億円については、地方財政整理資金特別会計ともいふべき会計制度を創設して、これに移管し、国民の目に見える形で償還するのが適切であります。これによって、交付税の既往の借金を整理し、あらゆる利差隔離など既往の覚書によるものであります。

また、一千七百六十億円についても同様であります。特例措置としての一千七百六十億円のうち、一千四百六十億円は、いわゆる自治、大蔵大臣による利差隔離など既往の覚書によるものであります。しかも、このうち財源対策臨時特例交付金五百億円は、利子配当所得に対する地方税では總合課税されていないことから、これに見合う額として従前から交付されていたものでありまして、昨年の一千百億円に対し、今回は五百億円に値切られましたことは、これまで地方への犠牲の転嫁

ではありませんか。かくして、純然たる特例措置ではあります。かくして、純然たる特例措置ではあります。かくして、純然たる特例措置ではあります。

しかし、年度間の収支や年度途中における収支の増減を可能な限り反映する仕組み、こうしたことを地元との間で折半し、約三千五百億円の一般会計歳出を対前年比〇・一%減とするための苦肉の策とした自治、大蔵大臣の責任は極めて重大であります。また、率直な答弁を両大臣からお伺いしたいと存するのであります。

第三には、交付税特別会計の今後のあり方についてお聞きいたすものであります。

臣の見解をお伺いするものであります。

さて、四十八兆一千八百九十二億円の地方財政計画におきまして、地方単独事業は計画と決算の乖離の元凶として大きく削減されたのであります。国の公共事業削減の肩がわりとして一昨年まで地方単独事業を大きく伸ばしておきながら、今年度改悪の落とし穴をつくるものと言わざるを得ないであります。(拍手) 総理並びに自治、大蔵大臣の見解をお伺いするものであります。

第三には、交付税特別会計の今後のあり方についてお聞きいたすものであります。

さて、四十八兆一千八百九十二億円の地方財政計画におきまして、地方単独事業は計画と決算の乖離の元凶として大きく削減されたのであります。国の公共事業削減の肩がわりとして一昨年まで地方単独事業を大きく伸ばしておきながら、今年度改悪の落とし穴をつくるものと言わざるを得ないであります。地方財政の将来を考えるときに、縮小均衡政策をどこまで地方に押しつけるのであります。

したがいまして、補助事業と単独事業における現行の割合をこれ以上単独事業を低下させないこと、そして個々の自治体にあっては、単年度収支の黒字のみを追求することなく、地域の社会経済の発展の立場から、財調資金の積極的活用など、広い視点から予算の編成を行なべきだと考えますが、自治大臣の所見をお伺いするものであります。

ところで、単独事業と昨年策定されました第九次道路整備五カ年計画との関係についてお尋ねいたすものであります。

同計画では三十八兆二千億円の規模となつております。その地方単独事業は第八次計画に比べ五六%増の十一兆七千億円となつておるのであります。その地方単独事業は今後の政策であります。単独事業の圧縮が今後の政策でありますならば、当然この道路整備計画も変更を余儀なくされると思いますが、関係大臣の見解をお聞きいたし

ます。

最後に、今後の地方財政の健全化にかかる基本問題についてお尋ねいたします。

既に申し上げましたように、案分根拠が全く不明なまま、財源不足額に占める地方債増発割合は昭和五十八年度の四四・三%から七九・八%へと倍増してまいります。地方財政計画の伸びがわずか一・七%と抑制されたことから、地方債依存度は前年度の一〇・五%から九・九%に低下してしまっているのであります。公債費率は一〇%から一〇・七%に逆に増加しております。今後、財源対策における地方債の増発が高比率で推移していくことを見ますと、公債費率が黄信号とされる一五%のラインを突破するのは十分予測されるのであります。

このような危険性を持つ現状に対しまして、政府は健全化のためと称しまして交付税特別会計における借り入れを廃止しておりますが、このような措置は矛盾だと見れるのであります。これについての見解をお聞きするとともに、地方財政確立のために抜本的に国と地方との財源の再配分を行されたいと思いますが、総理並びに自治大臣の所見をお伺いいたします。

以上をもって質問を終わります。(拍手)

[内閣総理大臣中曾根康弘君登壇]

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 安田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、国の都合によって財源措置や歳出抑制策

が適当に行われるということは地方自治の発展を阻害しないかということです。

従来から、公経済の車の両輪として国及び地方の財政が円滑に運営されるように、毎年度の地方財政対策において考慮してきたところでございま

す。今回の地方財政対策におきましては、地方財政の健全化に資するために、交付税特会の新規借入措置を廃止するとともに、既定借入金につきましても所要の整理を行い、地方財政の借入金依存から脱却を図ったところであります。今後は、

國 地方を通ずる行財政改革をさらに推進するた

めに、地方の歳出についても抑制合理化を要請いたしております。今回の措置は、自主自律の促進及び地方自治の本旨にのつとて行っていると考

えております。

次に、今回の措置によって、当分の間地方交付税法六条第二項の規定によりとしてあるが、このところは地交法六条の三の二項との関係をどのように考えるかという御質問でござります。特例措置を制度改正と言ふべきではないと思うがどうかという御趣旨でござります。

今回の地方財政対策においてとられました地方

残余の御答弁は関係大臣よりいたしました。

(拍手)

[国務大臣竹下登君登壇]

○国務大臣(竹下登君) まず最初の、交付税特会

借入廃止、財源対策地方債の増発及び歳出抑制策

は、地方交付税法及び地方財政法の趣旨を無視し

て地方自治の发展を阻害するものではないか。

これは総理から正確に御答弁がございました。

これが、地方交付税法等の趣旨に沿うもの

であると心得ております。なお、地方財政の健全化は地方自治の発展にとって不可欠のものであると考えております。

と考

えます。

特例措置は、今回の地方財政対策の改革によりま

して、五十年度以来の地方財源措置であります交

付税特会における新たな借入金措置や臨時地方特

例交付金にかかる新しい方式として、当分の間制

度化されたものであります。

次は、地方交付税法第六条の三第二項との関係

でございます。

これは、國と地方の財政運営の中長期的な展望に立つて、地方財政の健全化に資するとともに、國、地方の円滑かつ着実な財政重建を確保するための地方交付税法第六条の三第二項に基づく地方財政制度の改正と考えております。

次は、國の一般歳出との関係でございますが、

今回の地財対策の抜本的な改革による結果とし

て、五十九年度予算におきまして一般歳出が減少

する一方、国債費や地方交付税が増加しておりま

すが、これは改革に伴いますところの過渡的な、

一時的な姿でありまして、故意に一般歳出を抑制

するためのものとお考えいただくことは適当でな

かろうかと思っております。

次の問題は、一兆五千百億円の財源不足対策に

ついての問題であります。

五十九年度の地方財政において生じますと見込

まれます財源不足額一兆五千百億円につきまして

は、地方交付税交付金の増加措置三千四十九億円

と地方債措置一兆二千五百一億円で完全に補てんすることとしておりますが、これは、現在の国と地方の極めて厳しい財政状況のもとで、公経済の車の両輪としての国と地方の財政がともに円滑に運営されるためのものであつて、今回の地財対策の改革に基づいて行われた、まさにぎりぎりの措置であるというふうに御理解をいただきたいと思います。

したがいまして、五十九年度地方財政対策における交付税増加額と地方債措置額との比率は、方財政対策の改革に基づく地方財政措置の結果でございまして、交付税特会の新規借入措置を柱とする従来対策のそれとは比べて譲ることは適当ではないのではなかろうかというふうに考えております。

次は、今回の地方財政対策のポイント。

これは、五十年度以来の地方財源措置でございまして、交付税特会の新規借入措置を廃止して、今後はそれからかえて、建設地方債の活用のほか、地方交付税特例交付金等の臨時措置によつて対処するといふとを御説明があつたとおりでございます。

したがつて、五十八年度以前の地方財政対策における大蔵、自治両大臣覚書に基づいたいわゆる既往の臨時特例交付金は、あくまで五十九年度の地方財政対策により、所要の交付税総額を確保するため決定された地方交付税交付金の特例措置額の精算において、その相当額が調整されるにすぎ

ないものでございまして、特例措置額は既往の運営されることとなく決められるものでございます。

なお、地方交付税交付金の特例措置は、地方交付税法第六条の三第二項に基づき、当分の間制度化されたものでございますが、その実施及び内容は各年度の地方財政対策において決められるため、地方交付税の年度間調整を意図した制度とは考えておりません。

交付税率の問題でございますが、今回の地方財政対策における特例措置は地方交付税率を変更する制度改正ではなく、国と地方の財政運営の中期的な展望に立つて地方交付税総額の安定的確保に資するために必要な措置である、このように御理解をいただきたいと思います。

次が、交付税特会借入金を国と地方で折半するという問題でございますが、今回の地財対策の改革におきましては、国と地方の財政運営の中期的な展望に立つて、交付税特別会計における新たな借入金措置は原則として行わない、かわりに、当分の間地方交付税交付金の特例措置を講ずることとをしております。

次が、交付税特会借入金を国と地方で折半するという問題でございますが、今回の地財対策の改革におきましては、国と地方の財政運営の中期的な展望に立つて、交付税特別会計における新たな借入金措置は原則として行わない、かわりに、当分の間地方交付税交付金の特例措置を講ずることとをしております。

次が、交付税特会借入金を国と地方で折半するという問題でございますが、今回の地財対策の改革におきましては、国と地方の財政運営の中期的な展望に立つて、交付税特別会計における新たな借入金措置は原則として行わない、かわりに、当分の間地方交付税交付金の特例措置を講ずることとをしております。

次が、交付税特会借入金を国と地方で折半するという問題でございますが、今回の地財対策の改革におきましては、国と地方の財政運営の中期的な展望に立つて、交付税特別会計における新たな借入金措置は原則として行わない、かわりに、当分の間地方交付税交付金の特例措置を講ずることとをしております。

次が、交付税特会借入金を国と地方で折半するという問題でございますが、今回の地財対策の改革におきましては、国と地方の財政運営の中期的な展望に立つて、交付税特別会計における新たな借入金措置は原則として行わない、かわりに、当分の間地方交付税交付金の特例措置を講ずることとをしております。

次が、交付税特会借入金を国と地方で折半する

といふとを御説明があつたとおりでございます。したがつて、五十八年度以前の地方財政対策における大蔵、自治両大臣覚書に基づいたいわゆる既往の臨時特例交付金は、あくまで五十九年度の地方財政対策により、所要の交付税総額を確保するため決定された地方交付税交付金の特例措置額の精算において、その相当額が調整されるにすぎ

ないものでございまして、特例措置額は既往の運営されることとなつております。

これから、御提案のありました新たなる特会の創設の問題であります。

今回の借入金振りかえ措置によりまして、今後は交付税特会の借入金の元利償還はすべて地方負担となる一方、国負担分については国債費に計上されて明確に整理されるため、御提案のように新たな整理特会を創設する必要はないというふうに考えておりません。

今回の特例措置の趣旨につきましてお答えいたしましたが、五十九年度の地方財政は引き続いて大幅な収支不均衡の状態にあります。

地方交付税法第六条の三第二項の状態にあるわけございませんが、今回の特例措置は、地方交付税法第六条の三第二項の事態であることと、それから交付税特別会計借入金の累積にかんがみまして、従来の方式にかえて地方交付税総額の安定的確保を図る制度として所要の措置を講ずるものでござります。したがいまして、国、地方の厳しい財政状況を考慮したときに、今回御提案している措置は妥当なものと考へておる次第でござります。

次が、交付税特会借入金を国と地方で折半するといふとを御説明があつたとおりでございます。したがつて、五十八年度以前の地方財政対策における大蔵、自治両大臣覚書に基づいたいわゆる既往の臨時特例交付金は、あくまで五十九年度の地方財政対策により、所要の交付税総額を確保するため決定された地方交付税交付金の特例措置額の精算において、その相当額が調整されるにすぎ

ないものでございまして、特例措置額は既往の運営されることとなつております。

これから、御提案のありました新たなる特会の創設の問題であります。

今回の借入金振りかえ措置によりまして、今後は交付税特会の借入金の元利償還はすべて地方負

担となる一方、国負担分については国債費に計上されて明確に整理されるため、御提案のように新たな整理特会を創設する必要はないというふうに考えておりません。

それから、御提案のありました新たなる特会の創設の問題であります。

今回の借入金振りかえ措置によりまして、今後は交付税特会の借入金の元利償還はすべて地方負担となる一方、国負担分については国債費に計上されて明確に整理されるため、御提案のように新たな整理特会を創設する必要はないというふうに考えておりません。

それから、御提案のありました新たなる特会の創設の問題であります。

今回の借入金振りかえ措置によりまして、今後は交付税特会の借入金の元利償還はすべて地方負

財源不足の補てん措置についてお答えいたしましたが、地方財政の財源不足をどのように補てんするかにつきましては、地方財政全体の動向を勘案しながら、その円滑な運営に支障のないように所要の財源を確保するのが基本でございます。地方財源不足の補てんに当たりましては、国における建設国債の活用とその均衡にも配慮をして建設地方債の活用を図ると同時に、極力その抑制も図り、所要の地方交付税の特例措置を講ずることによりまして、地方財政の円滑な運営を確保したものです。

地方交付税の制度について次にお答えいたしましたが、本年度の地方財政対策におきましては、地方交付税の特例措置として法定の交付税額に対して必要な加算措置を講じたところでありまして、現下の国、地方の厳しい財政状況から見まして妥当な措置であると考えておるのでございまして。交付税特会におきまして借入金に係る利子財源を負担しているため、地方団体に配分する地方交付税が減額されていることは御指摘のとおりでございますけれども、国税三税に係る国と地方との間の財源配分は変わるものではありませんで、現行の交付税率を変えるものとは毛頭考えておりません。

地方財政整理資金特別会計の創設についてお答えいたします。

地方交付税に係る交付税特別会計の借入金につきましては、借入金の総額及び毎年度の償還額に

ついて地方交付税法に明確に定めることによります。次に、地方交付税を国税収納整理資金から直接交付税特会に繰り入れることは、地方交付税が地方の固有財源であるということをより明確にする趣旨から来ていると思います。したがいまして、御質問の御趣旨は理解できるところであります。しかし一方、主張してまいりたのでござります。しかし一方、そのようにした場合には、国及び地方財政への影響をも十分研究する必要がありますので、今後幅広く検討すべき課題であると考えております。

地方単独事業についてお答えをいたしますが、地場及び地域経済の安定的成長を図る上で重要な役割を果たしております。この趣旨に沿いまして、毎年度必要な額を地方財政計画上確保してまいりました。五十九年度におきましては、地方単独事業の最近の実績等を勘案し、地域住民の身近な生活環境の整備が適切に行われるよう配慮しているところでございます。

近年、地方単独事業のウエートは徐々に高まってきたおりまして、本年度においても、単独事業の総額は直轄、補助事業を上回っております。五十九年度におきましては、地方単独事業の実態に

して國民の皆様の御理解を得られるようにしているところでありまして、御提案の特会を創設することとは現在考えておりません。

最後に、地方財政の公債費の見通しとその財政の健全化についてお答えをいたします。

地方財政の抱えております普通会計分の地方債残高は、五十九年度末の見込みにおきまして約四兆五千億円にも上っております。今後も漸増するものと考えられます。地方財政は、この地方債残高を含め巨額の借入金残高を抱えている上に、五十九年度におきましても大幅な收支不均衡にあります。その健全化を図る必要があると考えております。このため、今後、行財政改革を積極的に推進するとともに、関係方面的御意見等を承りながら、国、地方の財政事情を踏まえ、地方税財政制度の改革について真剣に取り組んでまいりたいと思っております。(拍手)

○國務大臣(水野清君) 私に対する御質問は、地方財政計画では地方単独事業は三・三%のマイナスとなっているが、昨年定められました第九次道路整備五カ年計画では、第八次に比べて地方単独事業は五六%と大幅に増加をされている、現下の地方財政計画における地方単独事業の伸び率からすると第九次五カ年計画を変更せざるを得ないのではないか、こういう御質問であったと思いましてお答え申し上げますが、第九

が、身近な公共施設の整備につきましては、財源の確保を図り積極的に推進するよう地方団体を指導してまいりたいと思っております。

最後に、地方財政の公債費の見通しとその財政の健全化についてお答えをいたします。

地方財政の抱えております普通会計分の地方債残高は、五十九年度末の見込みにおきまして約四千億を見込んでおります。現在、国及び地方は厳しい財政状況下にございますために、昭和五十九年度の地方財政計画における地方単独の道路事業費は、対前年比〇・九九と、わずかではございますが前年度を下回るものと見込まれております。第二年度までの地方単独事業の進捗率は三四・一%となっております。地方におきます道路整備の必要性や道路整備に対する要請は極めて大きいといふことは十分承知しておりますし、財政難の中ではございますが、今後とも第九次道路整備五カ年計画の着実な実施に努めていきたい、かようには思つておきます。(拍手)

○議長(福永健司君) 山下八洲夫君。
〔山下八洲夫君登壇〕

○山下八洲夫君 私は、日本社会党・護憲共同を代表し、ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案を中心にして、自治体行財政の諸問題について、總理並びに関係各大臣に質問をいたします。

まず本論に入る前に、私は昨年の十二月に初当選いたしましたばかりかの一年生であります。選舉期間中特に力を入れて有権者に公約いたしてきましたことは、政治倫理の確立とストップ・ザ・

中曾根で命、暮らし、平和を守ることであります。(拍手) 私には実行する責務があります。総理も増税な減税を初め多くの公約を国民にいたしました。ぜひ実行していただきたいものであります。

ところで、去る二十四日最高裁で判決が下された石油カルテル問題についてお尋ねをいたしました。

第一次オイルショック当時、諸悪の根源とまで言われた石油業界のカルテルが、公正取引委員会の告発以来十年ぶりに有罪とされたことは、近年のいろいろなカルテルの横行を見るにつけ当然のことであり、むしろ遅きに失したというべきであります。しかしながら、本裁判で真に問われたのは、現在も一向に改まらないまま横行している行政指導であります。当時の石油カルテルが通産省の行政指導によって行われたことは明らかであります。そのことは、当時の通産大臣をなさつて、最高裁判決においては、實質的不利益を生じさせるものでなければ行政指導は違法ではないとしておりますが、行政指導が通産省の産業保護政策に名をかりた業界に対する生産、価格などいろいろな面で密室的に行われている現状を見れば、諸悪の根源はむしろ通産省にあつたというべきであります。

通産省は、昨年四月の原油価格五ドル引き下げに伴って下がってきたガソリン価格が、九月以

降、値戻しと称して消費者が歓迎をしない高値安

きくメスを入れる必要があると考えます。すなわち、地方税のみならず国税改正においても、通常国会以前に予算編成のあり方を根本的に審議する場

を設けるべきであります。総理並びに自治、大蔵

の通産大臣にあって、狂乱インフレを演出した石油業界の利益は完全に国民に還元させると大見えを切った中曾根総理であるならば、誠虚に判決を受けとあるべきであり、通産省に限らず、とかく各省庁において行政指導を優先したがる傾向を排し、法に基づいた行政を行なうべきであります。それが現代の行政改革に求められている一番の課題であります。総理並びに通産大臣の答弁をいただきたいと思います。(拍手)

さて、地方税法について、幾つかの基本問題を中心にお尋ねいたします。

一つは、地方税法改正と自治体の予算編成の問題であります。

政府は、この二年間の暫定措置として、法人税率を一・三%引き上げ、四三・三%としております。この結果、法人関係税の地方への配分割合は、三二・五%から三三・二%に〇・五%低下しております。政府は、この低下分を法人均等割の一・五倍の一千億円引き上げによって補っていると言いますが、これは別問題であり、ここにも地方財政軽視が如実に示されていると言わざるを得ません。総理並びに自治、大蔵両大臣の御答弁をいただきたいと思います。(拍手)

三番目に、個人住民税の問題についてお尋ねいたします。

個人住民税の最低税率を現行の一%から一・五%に〇・五%引き上げ、所得税の同様の改正と相まって低所得者層の負担増を図っています。一方では課税所得区分の改正及び最高税率の〇・五%引き下げを行うなど、高額所得者への負担減に配慮をしております。

の中にあつては市町村財政軽視の姿勢のどこに地方の時代とあるいは地方分権への政府の熱意が見られるのでしょうか。地方分権について、時と見られるのでしようか。地方税のみならず国税改正においても、通常国会以前に予算編成のあり方を根本的に審議する場を設けるべきであります。総理並びに自治、大蔵両大臣の答弁をいただきたいと思います。(拍手)

二つ目の問題ですが、今回の国税及び地方税改正では重要な問題を発生させております。その一つは、税制改正における基本的姿勢の問題であります。

政府は、この二年間の暫定措置として、法人税率を一・三%引き上げ、四三・三%としております。この結果、法人関係税の地方への配分割合は、三二・五%から三三・二%に〇・五%低下しております。政府は、この低下分を法人均等割の一・五倍の一千億円引き上げによって補っていると言いますが、これは別問題であり、ここにも地方財政軽視と言わざるを得ません。このことは、道府県、市町村の増減収を一致させるというわけではありませんが、余りにも道府県財政重視、市町村財政軽視と言わざるを得ません。このことは、國税と地方税との関係においても同様であります。國税においては減税を上回る財源を真っ先に確保しているにもかかわらず、地方税においては初年度マイナスで放置しておるのであります。そのあげく、昭和五十九年度の地方財政財源対策では、一兆五千百億円の財源不足額のうち一兆二千五百一億円を財源対策地方債で措置しているのでありますから、地方財政にとってはまさに踏んだりけつたりであると言わざる得ません。

国税重視、地方税軽視は言うに及ばず、地方税

官号外報

率引き下げによる税の減収分を低所得者への税率引き上げで補てんをし、その上に減税を全体にかぶせた、これが今回の政府の税制改正の実態だと思います。大蔵大臣、いかがでありますか。また、最低税率がそれぞれ〇・五%と極めて中途半端な税率とされたことは、今後再び引き上げを行いうための布石ではありませんか。利子配当所得に対する総合課税制度について、八月をめどに結論を得ると税調答申は言っておりますが、それならば最高税率の引き下げはそれを待つて行うべきであると考えますが、総理並びに大蔵大臣、いかがでしょうか、御答弁をいただきたいと存じます。

次に、自動車税、とりわけ軽自動車に対する定期課税の引き上げについてお尋ねいたします。軽自動車税を一〇%引き上げようとされていますが、このような措置が自治体の徴税業務などのようないき上げについてお尋ねいたします。

昭和五十九年度において、地方たばこ消費税は約八千五百億円の税収が見込まれ、地方財政の安定的税源となっております。これが政府の専売制度の改革によって収入源として廢止されることはないと確信いたしますが、独立税源としての保障が崩されることとなるならば、重大な問題を引き起こすことになります。議与税等への転換を図ることなく、地方独立税源としての財源保障を明確にすべきだと考えますが、自治大臣の決意のほどを伺いたいと思います。

総理は、施政方針演説などにおいて、「二十一世紀へ向けて」あるいは「二十一世紀は日本の世紀」とか、二十一世紀に随分関心がおありのようですが、國税、地方税の改正について通常国会前に審議する場を設けたらどうかという御質問でござりますが、税制改正はその年の予算と密接な関係がございます。予算編成の一環として行われますものでござりますので、改正法案につきましても、予算編成とあわせて御審議願いたいと思う次第でございます。

次に、法人課税の配分割合につきまして、法人関係税の地方の配分割合は低下している、地方の配分割合を低下させているのは地方財政輕視ではないかという御質問でござりますが、今般の法人税引き上げにより、国、地方間における法人課税の配分割合はほとんど変化しておりません。地方財政輕視という御指摘は当たりません。

割合がほとんど変化しない理由は、第一は、自動的に増収になります。地方税においても、法人性民税均等割を二・五倍に引き上げております。次に、法人税率引き上げに伴う増収分の三分の一は、地方交付税として地方に交付するもので消えてしまったのか、明らかにしていただきたいと思います。

最後に、たばこ専売制度の改正に伴う地方たばこ消費税の問題についてお尋ねいたします。昭和五十九年度において、地方たばこ消費税は約八千五百億円の税収が見込まれ、地方財政の安定的税源となっております。これが政府の専売制度の改革によって収入源として廢止されることはないと確信いたしますが、独立税源としての保障が崩されることとなるならば、重大な問題を引き起こすことになります。議与税等への転換を図ることなく、地方独立税源としての財源保障を明確にすべきだと考えますが、自治大臣の決意のほどを伺いたいと思います。

ローカル線対策は、地域住民の足の確保に十分配慮しながら、バス輸送等への転換をあわせて図ろうとしているものであります。これらの対策は、単に国鉄再建対策のみならず、地域に適合した総合的な交通体系を形成する、そういう観点からも考慮してまいる問題であると思います。

残余の答弁は関係大臣から答弁いたします。(拍手)

〔内閣総理大臣中曾根弘君登壇〕

○内閣総理大臣(中曾根弘君)　山下議員にお答えをいたします。

めの新たなる場を設けるということは今日考えておりません。

その次は法人税の問題でございます。

この問題も總理からお答えがございました。今般の法人税率引き上げによりまして、國、地方間ににおける法人課税の配分割合はほとんど変化しておりません。地方財政輕視であるという御指摘は当たらないというふうに考えております。

それから、所得税法の改正の問題でござります。

税制調査会の中期答申におきましては、長い間手直しが行われていない、その後の社会経済情勢の変化等を踏まえて基本的に見直しを行うことが必要である、そういうふうにまず書かれて、所得水準の平準化の動向にかんがみ、中堅所得層の負担の緩和にも配慮しながら、全体としてなだらかな累進構造とする方向で見直しを行うことが適切である、このように指摘されておるところであります。

したがつて、まず最低税率につきましては、今回課税最低限が国際的に見てかなりの水準に引き上げられておることを考えますならば、ある程度の引き上げを行つてしかるべきであるが、今回の改正によりまして一人でも増税となる者が出てはならないという配慮から一〇・五ということになりましたわけであります。

最高税率につきましては、これは主要諸外国と比べて高いところから、民間の活力の維持あるい

は充実等の觀点にも配慮して、これを七〇%に改めることにいたしましたわけでございます。

利子配当課税のあり方、これは税制調査会の五十九年度答申で指摘されておりますが、「今後なお時間をかけて検討を進めることが適當である。」このように言われておりますけれども、私どもはいたしましては、一方、できる限り八月ごろまでにという御答申もいただいておりますので、鋭意その線で検討を進めていきたい、このように考えております。(拍手)

〔國務大臣小此木彦三郎君登壇〕

○國務大臣(小此木彦三郎君) 行政指導に関する御質問でございますが、通産省といたしましては、変動する経済社会に適切に対応していくため、相手方の理解と協力を得ながら行政指導を行ふことが必要であると考えております。また、その実施に当たりましては、事業者間で独禁法違反が行われることのないよう十分注意してまいります。

したがつて、まず最低税率につきましては、今

石油流通業につきましては、中小企業近代化促進法に基づきまして構造改善等を実施していく所存でございます。(拍手)

〔國務大臣田川誠一君登壇〕

なお、石油製品の需要停滞等厳しい環境にある

込まれ、地方交付税等の財源調整によりまして市町村財政の運営に支障が生じないようにしたい、このように考えております。

法人関係税につきましてお答えいたしますが、今回の法人住民税均等割の改正は、法人の事業活動と地域社会との受益関係等を勘案しまして所要の税率の引き上げを行おうとするものであります。

それから、税制改正の基本方針についてお答えを申し上げます。

地方税制の改正に当たりましては、まず第一番に、国民の減税に対する期待にこたえて、さきの六百億円の特別減税に加えまして三千億円余の本格的な住民税減税を実施いたしました。それから第二に、この減税に伴う減収措置につきましては、

地方財政をこれ以上悪化させないように他の地方税の増収措置によりまして対処する。それから第三に、あわせて税負担の公平、適正化のため引き続いて租税特別措置の整理合理化等を行う、こういうようなことを基本としております。

次に、地方税制改正は、現下の厳しい地方財政の状況におきまして精いっぱいの住民税減税を実施する一方、地方財政をこれ以上悪化させることのないように所要の増収措置を講ずることとしたのであります。地方税源の確保の觀点からもひとつ御理解をしていただきたいのです。

なお、この税制改正によりまして、市町村税については、市町村民税及び道府県税を通ずる税率構造の問題として、税制調査会の審議を煩わしながら検討してまいりたいと考えております。

次に、軽自動車税につきましては、昭和五十六

定税率を下回り、その総額は、五十八年度、五十九年度と二ヵ年連続して減少しているのが実態であります。

政府は、地方団体の固有財源であるこのようないい以上、地方交付税の特例措置額の増額か地方交付税率の引き上げを行うべきであると考えるものがありますが、政府の見解を伺いたいのであります。(拍手)

また、五十九年度の地方財政の内容を見ると、事務事業を残したまでの補助金の補助率引き下げや、対象事業の縮小を初め児童扶養手当の二〇各地方負担導入、医療保険制度の改正に伴う国民健康保険補助金の補助率引き下げ、私学に対する国が、借り入れを必要とした事態に何らの変更がない以上、地方交付税の特例措置額の増額か地方交付税率の引き上げを行うべきであると考えるものがありますが、政府の見解を伺いたいのであります。(拍手)

また、五十九年度の地方財政の内容を見ると、事務事業を残したまでの補助金の補助率引き下げや、対象事業の縮小を初め児童扶養手当の二〇各地方負担導入、医療保険制度の改正に伴う国民健康保険補助金の補助率引き下げ、私学に対する国が、借り入れを必要とした事態に何らの変更がない以上、地方交付税の特例措置額の増額か地方交付税率の引き上げを行うべきであると考えるものがありますが、政府の見解を伺いたいのであります。(拍手)

政府は、その正確な実態を把握しておられるのでしょうか。この際、関係省庁挙げての実態調査を行なうべきであると考えますが、そのお考えはありますか。

政府は、その正確な実態を把握しておられるのでしょうか。この際、関係省庁挙げての実態調査を行なうべきであると考えますが、そのお考えはありますか。

その場合、超過負担について、これまで国と地方との見解が異なっており、このことが超過負担解消の妨げとなつているとともに、国、地方間の不信感を増大させていることの反省に立つて、成する超過負担解消委員会を設け、公正な実態調査を行い、その解消を図るべきと考えますが、この点についての見解をお伺いいたします。(拍手)

減税についての今回の政府案は、平年度で住民税三千億円、所得税七千億円の合わせて一兆円規模であります。現在、景気は回復基調にあるといふものの、その大半は輸出の好調に支えられております。そして、国の租税特別措置等が地方税に影響する仕組みになつてているなど、これらは地方自治体に大幅な減収をもたらし、また国民の税負担の不公正を生じております。このような不公平制の見直しを行えば減税財源の確保も可能ではないかと考えますが、いかがでしょうか。このことは、地方財政充実の立場からも、国民に対する公正な行政の遂行のためにも重要であると思

ます。また、今後行財政改革を進めるに当たつて、このような一方的な地方負担転嫁は行なうべきでないと考えるが、総理はどのように考えておられますか。

次に、減税についてお伺いいたします。

減税についての今回の政府案は、平年度で住民税三千億円、所得税七千億円の合わせて一兆円規模であります。現在、景気は回復基調にあるといふものの、その大半は輸出の好調に支えられております。そして、国の租税特別措置等が地方税に影響する仕組みになつてているなど、これらは地方自治権限の地方移譲、補助金の一般財源化、税源の再配分等について御質問をいただきましてまいります。

次に、事務権限の地方移譲、補助金の一般財源化、税源の再配分等について御質問をいただきました。

地方自治は民主政治の基盤であり、地方公共団体の自主性、自律性が十分發揮できるように制度を決め、運営していく必要があると考えております。この見地から、国と地方の機能分担を見直すことが必要であると考えます。そして、地方公共

団体の自主性を尊重しつつ、臨調答申の趣旨に沿って、補助金等の統合メニュー化等もできる限り推進することいたしたいと思います。

さらば、少なくとも所得税、住民税の一兆四千には、これらについても十分注意してまいりたいと思つております。

一千四十九億円と地方債指置一兆二千五十一億円で、完全に補てんをすることにしております。その結果、五十九年度に地方に交付する所要の交付税総額

すと、基本的には、御指摘のよう、地方交付税の税率の引き上げやあるいはまた地方行財政制度の改正を行なうことは望ましいことと考えております。

税源の再配分につきましては、地方におきましても、国と同様に徹底的に歳出の節減合理化等行

億円減税を行つたらどうかといふ御質問でござりますが、現在一兆一千八百億円という本格的な減

額は確保されておりまして、地方財政の運営に支障を生ずるということはない、このように考えま

す。しかし、今の国と地方の財政事情から考えますれば、直ちに交付税の税率を引き上げるという

の再配分の問題は、単に地方税だけでなく、地方交付税、地方譲与税制度、国庫支出金のあり方、さらには国と地方との行政事務配分のあり方等を総合的に勘案した上で、慎重に検討してまいりたいと思います。

次に、地方自治体や住民への負担転嫁の傾向が強いが、いかなる考え方であるかという御質問でござります。

次に、大衆課税は「増税なき財政再建」の公約逆行するものではないかという御質問でございま
すが、今日におきましては、所得税減税及び酒税
や物品税等の税率引き上げ等は、臨調答申のその
範囲内で行つたものと心得ておる次第でございま
す。

なお、五十九年度の交付税総額は、結果として計算いたしますと国税三税収入の三二%を割り込んでおりますが、それは、一般会計が交付税特会に練り入れる地方交付税交付金の法定率三二%を変更しておるものでは全くございません。交付税特会借入金利子の地方負担分約三千六百億円があることによるものでございます。

設地方債の活用と地方交付税の特例措置によりまして、地方財政の財政運営上支障のないように対処してまいりたいと考えておる次第でございます。

今 国、地方を通じて行財政改革を推進をいたしておられます。そのためには、行財政の守備範囲を国、地方において見直す等の見地から、制度の根本にまで踏み込んで改革を行う等今回は徹底して合理化を行い、特に政府の一般会計におきましては、前年度より一般歳出を三百三十八億円減額し

補正後に比べまして若干上昇しておりますけれども、これはほとんど税の自然増収によるものであります。まして、臨時調査申の「増税なき財政再建」には反していないと考えております。

からもお答えがございましたが、適正な補助単価の設定に今日まで努めてまいりましたが、今後とも、社会経済情勢の推移を見守りながら適正な単価の設定に努めて、新たな超過負担が発生しないよう努力をしてまいります。（拍手）

いう利益を受ける」と等にかんがみまして、道府県税として創設をすべきであるという意見があります。また、これと逆に、これを導入することは過当でないという意見もござります。いずれにしても、自動車運転免許に対する課税につきまして

た次第であります。行財政改革を進めるに当たりましては、一方的な負担転嫁は政府としては考えおりません。

○國務大臣(竹下登君) 地方交付税の総額の減少についての考え方に対する御質疑であります。

○國務大臣(田川誠一君) 宮崎議員にお答えいたしました。

は、その性格等十分吟味すべき問題でありますので、今後引き続き検討してまいりたいと存じておりますので、御理解をお願いしたいのですが、ま

次に、超過負担解消委員会を設置してはどうかという御質問でござりますが、この問題につきましては、今まで地方団体ともいろいろ相談をしてまいりましたところでございます。特に単価算定基準等につきまして実態調査をさらに必要がある場合

財源不足が生ずると見込まれますが、それに対し
ては、地方財政の健全化に資するとともに、国、
地方双方の円滑なまた着実な財政再建を確保する
ため、五十年度以来の地方に対する財源対策を抜
本的に改革して、地方交付税交付金の増額措置三

ござりますが、五十九年度の地方財政は、宮崎議員御承知のように、昨年度に引き続きまして一兆五千百億円の財源不足が生ずることとなつておりますして、極めて厳しい状況にあります。このよう

非課税措置等の見直しについてお答えをいたしましたが、租税特別措置や地方税の非課税等特別措置については、従来から既得権化や慢性的化の排除に努めるとの観点から見直しを行ってきておりま

昭和五十九年二月二十八日 衆議院会議録第八号

年度地方財政計画についての発言及び地方税法等の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する宮崎角之助

一九

す。明年度の税制改正に当たりましても、実態に応じた見直しを行つて、できる限り整理合理化を行ふこととしております。

ただ、非課税等特別措置の中には、勤労者の財産形成や住宅取得を促進するためのものもろの措置、中小企業、農村漁業対策といった政策目的から見ましてなお存続を必要とするものが多く、その整理によって得られる財源にもおのづから限度があることを御理解していただきたいのでござい

ます。自治省といたしましては、今後におきましても、非課税等の措置については絶えず見直しを行つて、その整理合理化に努めてまいりたいと思つております。(拍手)

○副議長(勝間田清一君) 岡田正勝君。

[岡田正勝君答弁]

○岡田正勝君 私は、民社党・国民連合を代表いたしまして、ただいま議題となつております昭和五十九年度の地財計画並びに地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案につきまして、總理以下関係大臣に質問を行うものであります。

さて、冒頭に申し上げたいことがあります。

総理、ことしほねずみ年でございます。大正十三年甲子園ができまして満六十年を迎えた記念すべき年でもございます。六十年に一度めぐつてよい年になるのではないかとひそかに期待を抱いております。政治の世界でも、ねずみ年は大きな

変動がありました。すなわち、昭和三十五年におりましては、貧乏人は麦を食えというので有名に行うこととしております。

ただ、非課税等特別措置の中には、勤労者の財産形成や住宅取得を促進するためのものもろの措置、中小企業、農村漁業対策といった政策目的から見ましてなお存続を必要とするもの多く、その整理によって得られる財源にもおのづから限度があることを御理解していただきたいのでござい

ます。自治省といたしましては、今後におきましても、非課税等の措置については絶えず見直しを行つて、その整理合理化に努めてまいりたいと思つております。(拍手)

さて、それから十二年、この昭和五十九年がやつてまいりましたが、超緊縮予算であります。その中身は、大増税、公共料金の値上げ、健保の制度改革、減税はちょっと負担はずつしりとなつてしまつまして、今や国民の諸君は、こどとは台所の米びつがかじられて穴を開けられるのではないかと大変な心配をいたしまして、この国会の行方を見守つておるのであります。

私もその不安を持ちながら、以下、順次質問をしてまいります。

さて、質問の第一点は、財政についてであります。花開く地方の時代と呼ばれて久しいのであります。だが、現状は依然として三割自治であります。御提案の地財計画を見てみましても、地方税の約二十兆円は、給与関係費で約十四兆、そして借金を返す公債費で約五兆、この二つで入ってくる税金はきれいに吹っ飛んでしまつてなくなります。地方交付税その他を合わせて約九兆円、国庫支出金約十兆円、地方債約四兆円、合計の二十四兆円というのは、すべて国に頼つておるわけでございまして、独自に使える金というのは、手数料、

ロッキードで一躍勇名をはせました田中さんが列島改造論を打ち出した年でございます。

さて、それから十二年、この昭和五十九年がやつてまいりましたが、超緊縮予算であります。その中身は、大増税、公共料金の値上げ、健保の制度改革、減税はちょっと負担はずつしりとなつてしまつまして、今や国民の諸君は、こどとは台所の米びつがかじられて穴を開けられるのではないかと大変な心配をいたしまして、この国会の行方を見守つておるのであります。

私もその不安を持ちながら、以下、順次質問をしてまいります。

さて、質問の第二点は、行革についてであります。行革は天の声であり、國も地方も待つたなしのときが来ております。そこで、まず地方に關係する國の行革であります。一つには機関委任事務の整理、二つには一万件に及ぶ許認可権の整理合理化、地方への権限移譲、三つには必置規制の見直し、四つには地方出先機関及びブロック機関の関与や規制がまことに多く、非効率、二重行政の弊害、地方総合行政の阻害は甚だしいものがある 것입니다。(拍手)この問題の対処の方針

使用料、雑収入の合わせてたつたの四兆円、四十億円では、貧乏人は麦を食えというので有名になりました。すなわち、昭和三十五年におきました。そこには八兆三千億円の全会計からいきますと、わずかに八兆三千億円の全会計からいきますと、わずかにその金は八%であります。十二分の一にしかす

ぎないのであります。これに地方交付税を含めてみましても約十三兆円であります。全收入のわずか二七%、三分の一以下であります。(発言する者あり)民社党は眞実しか言いません。だからさて、それから十二年、この昭和五十九年がございました。これに地方交付税を含めて、その中身は、大増税、公共料金の値上げ、健保の制度改革、減税はちょっと負担はずつしりとなつてしまつまして、今や国民の諸君は、こどとは台所の米びつがかじられて穴を開けられるのではないかと大変な心配をいたしまして、この国会の行方を見守つておるのであります。

私もその不安を持ちながら、以下、順次質問をしてまいります。

財政の確立なくして自主も自律もありません。地方の自主性の確立は行財政の改革なくしてあり得ないと私は考えておりますが、総理の御見解を伺いたいと思います。

質問の第二点は、行革についてであります。行革は天の声であり、國も地方も待つたなしのときが来ております。そこで、まず地方に關係する國の行革であります。一つには機関委任事務の整理、二つには一万件に及ぶ許認可権の整理合理化、地方への権限移譲、三つには必置規制の見直し、四つには地方出先機関及びブロック機関の関与や規制がまことに多く、非効率、二重行政の弊害、地方総合行政の阻害は甚だしいものがある 것입니다。(拍手)この問題の対処の方針

りか、行管厅長官にお尋ねをいたします。

次に、地方の行革そのものについてであります

が、一つには地方行政の減量化、効率化、民間委託の促進、この問題。二つには水膨れの定員削減、なかんずく昭和四十七年から五十七年まで十

年間に何と六十万人の人数があえ、ペーセントで

言えは二三%もあえて、今も三百二十二万に膨れ上がっております。この問題です。三つには給与

並びに退職金の適正化の問題であります。

すなわち、給与のラスバイレスは地方平均で一〇六・一でございます。最高は県において一一二、市で一二七、町村で一二二・四というあります。

○○とは、民間の大企業の平均をとつておると言われます。中企業の人たちはどうですか。大企業の人の七〇%しか給与はありません。小企業に至つては、その中企業のさらだ七〇%しか給与をいただいていないのです。これが世間の実態であります。退職金の関係でも、國家公務員がようやく本年から六十三・五カ月になりましたが、地方の最高はいまだ百十カ月、その他の市町村も押しながらべらばらに高く、それに比べて民間の平均は、高いところで四十カ月、中にはその退職金すら一錢ももらえないといふ人たちが多いといふのが現状であります。(拍手)なればこそ、国民の怒りは爆発寸前に今あるのであります。

かくのことき地方行革への取り組みはどうなさるおつも

うなさるおつもりであるのか、行管庁長官並びに自治大臣にお尋ねをするわけであります。質問の第三点は、国庫補助金についてであります。

国庫補助金は国の予算の三割を占めております。その国庫補助金のうち、八割は地方自治団体に關係するものであります。この国庫補助金と並んで許認可権が中央支配の最も大きくなことなつておることを大蔵大臣はお認めになりますか、お尋ねをいたします。

この国庫補助金こそ陳情政治を生み出し、たかり主義、物取り主義を助長し、日本の精神構造をゆがめる一因となつておることを総理並びに自治大臣はお認めになりますか、お尋ねいたします。(拍手)

さて、保育所でも公民館でも、本来は地方の首長と議会が決めるべきことが中央に行かなければ決着がつかないという、かくのことく国庫補助金は地方自治体の自主性を著しく阻害をして、國と地方の責任の所在を大変あいまいにしておるのであります。また、所管が各省にまたがつて分かれていますから、縦割り行政の原因となり、しかもその手続は煩雑、複雑で、時間と金が余りにもかかり過ぎる、非能率な行政を助長しておのであります。ですが、総理並びに自治大臣はこれをお認めになりますか、お尋ねをいたします。

なるがゆえに、我が党は、行財政改革の断行、そのためにも、既に地方に同化定着をしております。國庫補助金は地方に持つていって、第二交付税

として振りかえるべしということを長年にわたつて主張をしてまいりました。(拍手)もしここで、三つには個性ある地域づくり、四つには行政の簡素化などにつながり、地方の自主自律に大きな成果をもたらすものと確信をいたしておりますが、総理並びに自治大臣はいかがお考えでござりますか、お尋ねいたします。

質問の第四点は、地方交付税についてであります。

本来、地方交付税は、地方の計画的財政運営を保障し、地方財政を安定させるために設けられたものであります。今回の改正で、これが一体保障されると思つていらっしゃるのでしょうか。また、今回なぜ交付税率の引き上げをやらなかつたのでありますか、大蔵大臣の明確なお答えを期待をいたします。

質問の第五点は、地方税についてであります。法人住民税均等割の一・五倍の引き上げ、自動車税の平均一五%の引き上げ、軽自動車税の平均一〇%の引き上げ等々減税の見返りとして増税をいたしております。この措置は、住民の税負担の軽減とは絶対になりません。そして、お約束の景氣の浮揚にも役に立ちません。國民の期待を完全に裏切つてしましました。

自治大臣、あなたは、演壇に出るとき左手をズボンのポケットに突っ込む癖がありますが、それ

は、人それぞれですから悪いと言ふのではありません。しかしながら、國民は、その突っ込んだポケットから、さすが新自由クラブから出た大臣だわいと言われるようなすばらしい政策が出てくるか

と期待をしておつたのであります。しかし、出

てきましたものは増税であり、なかなか市町村民税の所得割の税率改正、これは一体何ですか。課税所得を三十万円から二十万円に引き下げて、さら

に税率を、最低二名だったものを二・五%に引き

上げて約一千億円の増税をたくらむなど、いや、まさに言語道斷と言つべきであります。(拍手)

まさしく、大蔵大臣の明確なお答えを期待

されると思つていらっしゃるのではありませんか。まさに言語道断と言つべきであります。(拍手)

た、今回なぜ交付税率の引き上げをやらなかつたのでありますか、大蔵大臣の明確なお答えを期待

されると思つていらっしゃるのではありませんか。まさに言語道断と言つべきであります。(拍手)

たのであります。今回改めて、これが一体保障

されると思つていらっしゃるのではありませんか。まさに言語道断と言つべきであります。(拍手)

たのであります。今回改めて、これが一体保障

されると思つていらっしゃるのではありませんか。まさに言語道断と言つべきであります。(拍手)

たのであります。今回改めて、これが一体保障されると思つていらっしゃるのではありませんか。まさに言語道断と言つべきであります。(拍手)

たのであります。今回改めて、これが一体保障されると思つていらっしゃるのではありませんか。まさに言語道断と言つべきであります。(拍手)

たのであります。今回改めて、これが一体保障

されると思つていらっしゃるのではありませんか。まさに言語道断と言つべきであります。(拍手)

たのであります。今回改めて、これが一体保障

な点から計画的に今後とも補助金は適正に交付していく必要があると思いますが、さらに、統合メニューハ化等を強力に推進してまいりたいと思い、また、不必要的補助金は今後とも勇敢に削減してまいるよういたしたいと思っております。

次に、これでは住民の税負担の軽減にはならず、また景気浮揚にもならない、地方公務員の給与、退職手当等の是正、定員の削減、行政経費の節約など地方の行政改革の断行により減税財源を確保すべきであると思う、こういう御質問でござりますが、これも非常に共鳴する部分がございます。今回、中央におきましては所得税等一兆一千八百億円の減税を実施すると同時に、かなり的一般行政費の削減もやったところでございます。住民税減税の財源を他の地方税において確保せざるを得なかつたのは、行政経費の節減合理化を徹底して行つてもなお巨額の財源の不足が生じるような厳しい地方財政の現状から、やむを得ずこれ以上地方財政を悪化させないためにやつた措置でございました。

さうして、御指摘の給与あるいは機構、人員の適正化等については、今後とも御趣旨を体して努力したいと思います。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

〔國務大臣竹下登君登壇〕

○國務大臣(竹下登君) まず、国は金が七割、仕事が三割、地方は金が三割、仕事が七割、こうしたことからお答えをいたします。

国と地方の配分は、税源配分状況を見てまいりますと、徴税段階では国税と地方税の割合はおよそ二対一でございます。地方交付税や地方譲与金等を調整した実質的配分は、今まで度は逆に三対七、こうなっておるわけであります。したがつて、最終的には地方に金が七割配分され、事務分配に見合う財政措置が地方財政計画の策定及び地方財政対策を通じて講ぜられておるということになるわけであります。

なお、国と地方の財源配分の問題につきましては、地方税については、地域間の経済力の格差に伴いますいわゆる税源の偏在問題がござります。一方との基本的財源配分の問題であります。後、国と地方を通じる行財政改革を進めながら、国と地方の役割分担と費用負担のあり方を踏まえて慎重に検討する必要があると考えております。

なお、現在、国の財政は多額の特例公債を抱えた危機的な財政状況にあります。交付税率を引き上げて恒久的に国財源を地方に回す余裕は全くないというふうに御理解をいただきたいと思います。(拍手)

〔國務大臣田川誠一君登壇〕

○國務大臣(田川誠一君) 岡田議員にお答えいたしました。

補助金は、一定の行政水準を維持して特定の施策を奨励するなど国の施策を実現するための重要な政策手段でございます。したがいまして、私もいたしましては、地方公共団体の自主性を確保することがまた一方重要でありますので、統合メニュー化等の措置を進めているところでござります。

そこで、これから次に、地方交付税に関する御質疑であります。

昭和五十九年二月二十八日 衆議院会議録第八号 昭和五十九年度地方財政計画についての発言及び地方税法等の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する岡田正 勝君の質疑

今回の地方財政対策の改革、これはまさに抜本的なものであります。したがつて、今回の地方交付税の交付金の特例措置は、現下の国と地方の厳しい財政状況にかんがみまして、地方交付税総額の安定的確保に資して、地方交付税率の地方財源保障機能を弾力的かつ安定的に発揮させるための措置である。したがつて、地方交付税率のあり方は、国と地方の事務分配や税源配分に係る国と地方との基本的財源配分の問題であります。後、国と地方を通じる行財政改革を進めながら、国と地方の役割分担と費用負担のあり方を踏まえて慎重に検討する必要があると考えております。

なお、現在、国の財政は多額の特例公債を抱えた危機的な財政状況にあります。交付税率を引き上げて恒久的に国財源を地方に回す余裕は全くないというふうに御理解をいただきたいと思います。

今後とも厳しい財政状況等にかんがみまして、地方公共団体の行政の簡素効率化について積極的に指導していく方針であります。このためにも、国においては地方公共団体の定員の増加をもたらすような施策の抑制並びに国の関与や必置規制の整理等、地方公共団体の自主的な努力を妨げる制度、施策の見直しを積極的に推進することが肝要であると考えております。

國庫補助金は、國の政策を推進し地方の行政水準を一定に保つという機能を持つていると思います。地方団体は、その交付を受けるに際しては、國庫補助金の効果及び必要性を主体的に判断すべきものと考えますが、國もまた地方団体の自主性をもつべきものと考へます。

次に、地方の行革への取り組みについての御質疑でございますが、行政改革は国及び地方公共団体がともに現在の最重点課題として積極的に取り組む必要があると考えられます。

を阻害することのないように、適正な運営に努めることが必要であると考えております。

えをいたします。

補助金の有無にござりてお答えをいたしますが、
地方団体に対する国庫補助金につきましては、行
政の簡素合理化を阻害し、纏割り行政の弊害、財
政資金の非効率的な使用等を招きやすいという点
があるのも、岡田議員御指摘のとおり事実でござ
る。

今回の住民税減税は、国民の強い期待にこたえて、個人所得課税について個々の住民の負担を軽減するものであります。また、所得税・住民税合併させて初年度一兆一千八百億円の減税規模であります。ようやく回復しつつある景気をより確実にす るものと期待をしております。

力して事務事業を実施するに際し、全国的に一定の行政水準を維持したり、特定の行政目的を達成するための政策手段としての機能を持つことと見てよい。岡田議員御提案の第一交付税制度の趣旨はよく

でもなお巨額の財源不足が生じるような厳しい地方財政の現状から、これ以上地方財政を悪化させることがないよう所要の增收措置を講じたものでございます。

理解できるところでありますか。国と地方の役割も、分担のあり方につながる事柄であると同時に、国庫補助負担金制度の意義を大きく変革することになりますので、慎重に検討する必要があると考えております。

地方の自主性、自律性を高めるとともに、国庫補助金制度の弊害を極力除去するためには、補助金の整理合理化と手続の簡素化を積極的に推進する必要があると考えております。

う御質問でございましたが、岡田さん御指摘の個々の問題、また解決の方向等については、私といたしましては賛意を表しておるような次第でございます。

五十九年度の早い時期に、必置規制を中心として行政改革を行うという立場に立って、行政の監察を実施する予定でございます。

説明に対する岡田正 一九四

御質問の第一点は、地方の行革への国の取り組み方はどうだ、こういう御質問でござりますが、申し上げるまでもなく、国全体の統治機構が国と地方

複雑に絡み合って、いわば車の両輪でござります。そこで、行政改革を進めるに当たりまして、当然國と地方を通じての簡素効率的な行政の仕組みに取りかえなければならぬ、かようと考えて、政府といたしましては、第二臨調答申の趣旨に沿つて今日までも改革を断行しておるわけでござりますが、具体的には機関委任事務の整理合理化も、ますます実現いたしました。それで、この点については、政府としても十分留意をして

りますが、具体的には機関委任事務の整理合理化あるいは許認可等の整理合理化、府県単位機関、

この点については、政府としても十分留意をしていく決意であります。

プロック機関を初めとする地方支分部局の整理合理化、補助金等の整理、統合メニュー化あるいはサンセット方式の導入、また人件費補助の合理

化、こういった方策を実施をしておるわけでござりますが、さらに国と地方を通ずる行政改革の一環として、五十九年の行革大綱におきまして、地方公共団体に対する国の関与及び必置規制についての見直しを行うという旨を決定したのでござい

そこで政府は、累次にわたる行政改革方針の決

定に際して、御指摘の地方行政の減量化、効率化、地方公務員の定員、給与、退職金等の合理化、適正化について、公共団体の積極的な取り組み方を強く要請をしておることでございます。

自治省では、この方針に沿って地方公共団体に

対する要請が行われておることは御案内のとおりでございますが、今後とも行政改革を所管する立場から、地方の行政の問題についても重大な関心を持って見守っていきますとともに、国として講ずべき施策についてはこれを推進するよう一段と努力を傾けたい、かように考えておるわけでございます。(拍手)

○副議長(勝間田清一君) 経塚幸夫君。

〔経塚幸夫君登壇〕

○経塚幸夫君 私は、日本共産党・革新共同を代表して、五十九年度地方財政計画、地方交付税法及び地方税法案に関して、總理並びに関係閣僚に御質問を申し上げます。

今日、中曾根内閣のもとで、地方自治と自治体行政は重大な岐路に立たされておるのであります。すなわち、戦後政治の総決算と称し、憲法で保障された民主的諸制度への大改悪が加えられよ

うとしておるとき、地方自治体が住民生活を守る、住民みずからとりでとしてその役割を發揮するのか、それとも、日本列島不沈空母化、国民大収奪の下請機関にされるのか、今鋭く問われておるものであります。

今日の地方自治は、あの戦前の天皇制絶対主義のものでは認められておらず、戦後國民主権を明記した日本国憲法によって初めて確立されたものであります。それだけに私は、民主政治の基礎をなす地方自治を守ることの意義を今改めて痛感をしておるものであります。

総理は、所信表明で「地方財政対策等について

中長期的展望のもとに本格的な改革に踏み切る」と表明をされましたけれども、一体本格的な改革とは具体的に何を指しておるのか、地方自治制度

と一体考えておるのか、まずお伺いいたしたいと存じます。

次に、地方財政対策についてであります。今日、深刻化する地方財政危機のもとで、だれもが

ささらに、歳入項目の中でもとりわけ問題なのは、

使用料及び手数料を一挙に七・四%の増収とし、

保育料、高校授業料などの地方公共料金の大幅値上げで、国の国民大収奪に一層拍車をかけている

ことであります。

東京都政は四十種類、岸大阪府政は八十一種類、

大島大阪市政は四十六種類にも上る、まさに「播

の振興発展を図ることが緊急の課題」などと述べておるのであります。

ところが、政府の五十九年度地方財政計画は、

全く自治破壊そのものであります。歳入面では、

地方交付税、地方譲与税、国庫支出金など中央政

府を通じて自治体に回される財源は、何とすべてマイナスであります。軍拡と増税を進めながら平

然と軍縮と減税を口にされる総理のこととはい

ながら、財源の裏づけも与えずにおいて何が地方

自治の振興発展と言えるでありますでしょうか。真に

地方自治を口にされるのなら、政府の軍拡、財

政破綻のツケを住民と地方自治に転嫁する地方

自治破壊の政策をこそやめるべきであります。納

得のいく明確な答弁を求めるものであります。

九年ぶりのマイナスであります。住民負担はますます重く、受け取る福祉はますます小さく、一体

りかこから墓場まで」の公共料金の根こそぎ値上げをたくらんでおります。この三つの自治体だけでも、住民の負担増は、地方財政計画の六百十四億円をはるかに上回り、実に八百八十二億円にも上るのであります。

一方、歳出面では、老人医療の上積みや独自の

中小企業、農業対策など地方単独の一般行政経費

は前年度並みに抑え込み、しかも住民生活に密着

した生活道路、小規模公園、過密過疎対策など国

庫補助のつかない地方単独公共事業は、何と二十

九年ぶりのマイナスであります。住民負担はます

ます重く、受け取る福祉はますます小さく、一体

を引き上げ、財源措置を講すべきであるにもかかわらず、交付税特別会計での借り入れに次ぐ借り入れというその場しのぎの糊塗策に終始し、地方財政を一層困難に陥れたのであります。しかも、今回の交付税法案では、その借り入れさえも今まで借金をして工面せよ、こういうものであります。

新たな措置と称する特例措置なるものも、財源不足のわざが一割を埋めるにすぎません。この姿勢こそ、まさに「地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化する」と定めた地方交付税制度そのものを否定し、国の責任を放棄するものと言わなければなりません。(拍手)総理並びに自治大臣の答弁を求めるものであります。

さらに重大なことは、今回の法案によって、交付税率の引き上げどころか引き下げへの道が開かれることであります。大蔵省は、特例措置は加算だけでなく減額もあり得る、こう説明をされておりますが、自治大臣、絶対にそういうことはさせないと果たして約束できますか。この際、明確にお答えをいただきたいと存じます。(拍手)

一環として、給付費の二割を都道府県に転嫁しようとしております。しかし、地方財政法第十条の四では地方自治体に負担をさせてはならないと明記されており、事実自治省も、一昨年までは、国が責任を負うべきだと負担転嫁に猛烈に反対をしておったではありませんか。一体、いつ、いかなる理由で態度を変えられようとしておるのか、この際、明確にお答えをいただきたいと存じます。

(拍手)

國の勝手な都合で、こんな違法、不当が次々と許されるならば、健康保険、厚生年金なども、やがては地方に負担が押しつけられ、地方自治行政は國の完全な下請にされかねないのであります。

自治大臣、千載に悔いを残す過ちを犯さないため

にも、大蔵省、厚生省に対して、断固として拒否

ます。

政府が大宣伝をしておる住民税減税なるもの

は、

所得税減税同様、その規模が小さいだけではなく、全くの増税抱き合わせであります。総理

は、今国会を通じて、増税ではない、でこぼこ是正だと強弁をしてまいりましたが、それならば減税についても、減税ではない、でこぼこ是正だと

言うのが当然ではありませんか。あくまで減税だ

れらはいざれも公害発生企業であり、大阪府は、

す。しかも、國の責任を民間に押しつけるだけで車税などの大衆増税を深く撤回すべきであります。答弁を求めるものであります。

と云い張るのであれば、この際、自動車税、軽自動車税などの大衆増税を深く撤回すべきであります。答弁を求めるものであります。

参議院決算委員会において、今日の地方財政の状況から地方公共団体の負担は困難と答えていたはずであります。これに変わりがないのかどうな

うのか、この点も自治大臣の御答弁を求めま

す。

また、一民間会社で果たして公害、災害にどん

な責任が負えると、いうのか、さらに、空港建設

費、周辺整備関連事業費、採算性など、将来の予

測が狂った場合も含めて、一体國が責任を負うと

いうのかどうなのか、この際、運輸大臣の答弁を

求めたいと思います。(拍手)

最後に、地方税について伺いたいと思いま

す。

大衆増税によらずとも、大幅な住民税減税の財

源は、政府がその気になりさえするならば十分確

保することができます。(拍手)

以上の大企業千四百五十五社のうち、約二割、二

百八十八社までが赤字を理由として法人住民税の

所得割を一円も納めておりません。資本金七百五

十八億円の住友化学、三百一十九億円の三井東庄

化学、百八十一億円の三菱瓦斯化学、いずれも均

等割数百万円で済ませられておるのであります。こ

そのために公害対策予算として、五十八年度だけ

でも六百七十八億円の額を計上しておるのであ

ります。しかも、道路、交通、港湾など企業活動

のために自治体から巨額のサービスを受ける大企

業の税負担がわずか数百万円、果たしてこれで税

の公平と言えるでありますか。到底国民の納

得が得られないものだと言わなければなりません

。（拍手）しかも、住友化学六百六十万円を

初め、赤字と云いながら多額の政治献金を行つて

おるのあります。巨額の内部留保をため込みな

がらも赤字企業となる会計制度にこの際メスを入れ

れ、大企業優遇措置を見直す意思があるかどうか

、総理並びに自治大臣の答弁を求めるものであ

ります。（拍手）

以上、私は、幾つかの点について質問を申し上げました。私が党は、戦後憲法制定の当初以来、地方自治を貫して掲げてまいりましたが、中曾根内閣の軍拡、地方自治破壊を断じて許さず、国民とともに住民権、地方自治を守り抜く決意を申し上げまして、質問を終わらせていただきます。（拍手）

〔内閣総理大臣中曾根康弘君登壇〕

○内閣総理大臣（中曾根康弘君） 経験議員にお答

えをいたします。

まず、地方財政対策について中長期的展望いか

ん、道州制いかんという御質問でござります。

国、地方を通ずる財政状況にかんがみ、現在は

行政改革の積極的推進と財政体質の抜本的改善

が喫緊の課題でございまして、今それを推進中で

ござります。道州制の導入など地方制度の根幹に

かかわる改正については慎重に対処すべきであ

り、当面は考えておりません。

次に、自民党の運動方針について御質問がござ

いましたが、自民党の運動方針は、政府に対し

いわゆる抱き合せ増減税の御質問がございま

したが、減税の財源につきましては、現下の厳し

い財政状況から見まして、これ以上地方財政を悪

化させることのないよう他府の税目において所要

の増収措置を講じたもので、まことにやむを得な

いものでござります。

次に、巨額の内部留保等を有する赤字法人に対

する課税について御質問がございましたが、所得

が生じないわゆる赤字法人に法人税負担を求め

ることは困難であります。この問題は、企業に対

する他の租税との関係等幅広い観点から考へる必

要がある問題であると考えます。

残余の答弁は関係大臣からいたします。（拍手）

○國務大臣（田川誠一君） 経験議員にお答えをい

とを考えます。

特会借り入れの中止は交付税制度の否定ではない

かという御質問でございますが、五十九年度地方財

計画は、地方財政が引き続いて大幅な收支不均衡

の状態にあることにかんがみまして、おおむね

行つたものであり、地方交付税制度の基本を変え

るものではなく、地方自治の本旨にもどるもので

はございません。

いため、地域経済の振興や雇用の安定

を図るための施策や、住民生活に直結した福祉、

教育施策を進めるための財源の充実などに前向き

の配慮を示しております。今の国、地方の財政状

況から考えまして、適切な計画の内容であるもの

と考えております。

交付税の措置の趣旨についてお答えをいたしま

すが、現在の地方財政は巨額の借入金を抱え、これ

以上の借入金依存は地方財政の基盤を搖るがせか

ねない状況にあります。このために、今後行財政

改革を積極的に進めることによりまして、国、地

方ともに歳出の抑制を図つていかなければなりま

せんが、特別会計の借入金に依存する方法は、

国、地方とも財政構造を一層悪化させるものであ

りまして、今後は原則として新たな借り入れを行

わないこととしたのでござります。今回の措置

として策定したものでございまして、適切である

ることを目指しております。地方交付税制度の基本は変わるものではございませんで、地方自治の本旨にあたるものとは考えておりません。

地方交付税の特例措置についてお答えをいたし

ますが、今回の制度の見直しにより、地方交付税の総額について、交付税法附則の改正案でお示し

しているように、地方財政の状況等にかんがみ、法律の定めるところにより、交付税総額の安定的

な確保に資するため必要な特例措置を講ずることとしております。これは、法文上、単年度において地方交付税総額について減額することを否定す

るものではございませんが、その内容はその都度

国会にお諮りし定めてまいりますので、そのよう御承知をいただきたいと考えてお

ります。

児童扶養手当のことなどございますが、児童扶養

手当の制度については、五十九年度の予算編成に際し厚生省の方から、児童福祉問題懇談会の報告

を踏まえ、離別した夫の扶養義務を考慮する趣旨の改正案が提案をされ、これに伴い、地方負担の

導入について協力を要請されたものでございま

す。自治省といたしましては、このような改正後

の児童扶養手当は、従来の年金に準ずるものと一

線を画す福祉政策として受けとめて、福祉行政に

おける国と地方との機能分担を勘案しつつ、新た

に認定される者について所要の経費の一部負担に

ついて同意をしたものでございます。

次に、関西空港でございますが、関西空港は空

港整備法上の第一種空港とする」ととされており

ますが、從来第一種空港における滑走路等の基本

施設の新設改良は全額国の負担において行われて

きたところであります、自治省といたしまして

は、今回の特殊会社案による場合においても、こ

の原則を実質的に堅持すべきものと考えております。

赤字法人のことといたしますが、最近におきま

しては全法人数に対する赤字法人の割合が上昇

しております。赤字法人の税負担のあり方

についておきまして、赤字法人の税負担のあり方

つつ、必要に応じ、存続させる」とすべきであ

る。」こういう考え方に基いて所得割の非課税措

法人である関西国際空港株式会社が問題に対処す

ることになるのです。

責任能力に限界があるのではないかという御心

配があるわけといたしますが、この会社は法律に

よって決めるものでございます。政府が八、地

方公共団体が一、民間が二の割合で出資金を出し

ておるという特殊会社でございます。なお、政府

が種々の特典を与えるとともに監督を十分いたし

ておるのであります。國民に御迷惑をおかけす

ることはないと存じております。

第二点は、建設費の問題については十分に調査

研究をいたしまして積算したものでございます

て、今後の物価動向ももちろん考えております

ので、建設費も大幅に変更することはないと

と考えております。しかしながら、仮に見積もりの

変更を余儀なくされる場合は、収支の見積も

りに大きな変化があるというような場合には、國

地方公共団体、民間の実質的な負担比率を維持し

ながら取支算をとつていく考え方であります。

以上でございます。(拍手)

〔國務大臣細田吉藏君登壇〕

○國務大臣(細田吉藏君) 経塚議員にお答え申し上げます。

関西国際空港の計画につきましては、公害また

は災害が発生しないよう特に配慮して計画は進

めておるところでございます。しかしながら、万

○副議長(勝間田清一君) これにて質疑は終了い

たしました。

○副議長(勝間田清一君) 本日は、これにて散会いたします。

任命することに同意した旨内閣に通知した。

(政府委員退任)

、去る二十四日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知

長あて、第一回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失つた旨の通知を受領した。

地方行政委員
辭任
小杉 隆君
山口 敏夫君
小杉 隆君
山口 敏夫君
補欠

午後二時五十二分散会

昭和五十八年度一般会計補正予算(第1号)

、去る二十四日、参議院議長から、次の法律を公布を奉上した旨の通知書を受領した。

官職名 氏名 官職名 年月日動
人事院総 藤井 貞夫 (退職) 昭和三・二七

予算委員

11

内閣總理大臣 中曾根康弘君
大蔵大臣 竹下登君
通商産業大臣 小此木達三郎君
運輸大臣 細田吉藏君
建設大臣 水野清君

地方交付税法の一部を改正する法律
(見込額書受領)

去る二十四日 内閣から 地方交付税法第七
条の規定に基づく昭和五十九年度地方団体の歳
入歳出総額の見込額書を受領した。

（政府委員任命）

一、去る二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

一、去る二十五日、議長において、次のとおり常

地方行政委員

大西 正男君 相沢 英之君

大村 襄治君 石原慎太郎君

工藤
豊君
山口
俊樹君

(議決通知)

○朗読を省略した議長の報告

昭和五十九年二月二十八日

昭和五十九年二月二十八日 衆議院会議録第八号

朗読を省略した議長の報告

左藤 嘉君	武藤 嘉文君	東中 光雄君	工藤 晃君	(議案付託)
中川 昭一君	村田敬次郎君	辞任	補欠	(議案提出)
古屋 亨君	奥野 誠亮君	相沢 英之君	西山敬次郎君	一、去る二十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
相沢 英之君	大西 正勇君	石原慎太郎君	中川 昭一君	恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)
石原慎太郎君	大村 審治君	上村千一郎君	谷 洋一君	法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)
奥野 誠亮君	海部 俊樹君	奥野 誠亮君	渡辺 秀央君	租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)
海部 俊樹君	古屋 亨君	工藤 嶽君	大島 理森君	恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一一〇号)
武藤 嘉文君	左藤 恵君	武藤 嘉文君	近藤 元次君	輸出保険法及び輸出保険特別会計法の一部を改
村田敬次郎君	中川 昭一君	村田敬次郎君	中村正三郎君	正する法律案
山口 敏夫君	小杉 隆君	山口 敏夫君	小杉 隆君	恩給法等の一部を改正する法律案
社会労働委員	辞任	武藤 山治君	山口 国彦君	健康保険法等の一部を改正する法律案
河野 正君	武藤 山治君	大久保直彥君	有島 重武君	雇用保険法等の一部を改正する法律案
沼川 洋一君	大久保直彥君	大久保直彥君	東中 光雄君	郵政省設置法の一部を改正する法律案
武藤 山治君	河野 正君	工藤 晃君	小杉 隆君	日本育英会法案
大久保直彥君	沼川 洋一君	沼川 洋一君	近藤 元次君	一、去る二十七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
建設委員	辞任	沼川 洋一君	中川 昭一君	一、昨二十七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
瀬崎 博義君	不破 哲三君	谷 洋一君	谷 洋一君	郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一四号)
科学技術委員	補欠	中川 昭一君	石原慎太郎君	内閣委員会 付託
不破 哲三君	不破 哲三君	西山敬次郎君	相沢 英之君	一、去る二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
工藤 晃君	不破 哲三君	渡辺 秀央君	奥野 誠亮君	郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一六号)
有島 重武君	武藤 山治君	小川 国彦君	武藤 山治君	農林水産委員会 付託
大久保直彥君	武藤 山治君	大久保直彥君	日本育英会法案	国有林野法の一部を改正する法律案
法律案	法律案	法律案	法律案	保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案
国有林野法の一部を改正する法律案	国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案	法律案	法律案	法律案
(内閣提出第一一六号)	農林水産委員会 付託	法律案	法律案	法律案

(議案通知書受領)

一、去る二十四日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

昭和五十八年度一般会計補正予算(第1号)

昭和五十八年度特別会計補正予算(特第1号)

農業共済再保険特別会計における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る二十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

昭和五十八年十二月中旬から五十九年一月にかけての異常豪雪対策に関する質問主意書(辻彦君提出)

明治三十五年三月三十日
可付便覽

昭和五十九年二月二十八日 衆議院會議録第八号

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大藏省印刷局
電話 東京 二二二二(大代) 一〇五
一一定価一〇円

1101